

令和 8 年度 臨時募集用

## 町 営 住 宅 入 居 希 望 者 登 録 案 内

### 目 次

#### ページ

|   |                |      |
|---|----------------|------|
| 1 | 募集のあらまし        | 1    |
| 2 | 申込方法           | 2～3  |
| 3 | 申込資格           | 4    |
| 4 | 収入基準及び収入月額計算方法 | 5～8  |
| 5 | その他            | 9～10 |
| 6 | 申込に必要な書類一覧     | 11   |
| 7 | 申込書類           | 12～  |

#### 注意

- ・この案内冊子をよくお読みになってから申込書に記入してください。
- ・原則として申込書の提出は、本人又は入居しようとする親族の方が持参してください。（郵送による申込はできません）
- ・提出された書類は、お返しできません。

小川町役場 都市政策課 町営住宅担当

TEL 0493-72-1221 内線 254

# 1 募集のあらまし

## ● 町営住宅とは

町営住宅は、公営住宅法の趣旨に基づき、住宅に困窮する低所得者のために、小川町が国の補助を受けて建設した公営の賃貸住宅ですので、一般の借家とは異なった制限や義務があります。したがって、一定の基準にしたがって入居者を選考します。

## ● 申し込みから入居までの流れ



## 2 申込方法

- 募集期間

令和 8 年 8 月 1 4 日（金）～令和 8 年 9 月 1 1 日（金）

- 応募方法

町営住宅入居申込書（12 ページ）と 11 ページに記載の必要書類を添付し、  
原則として都市政策課（2 階・⑤番窓口）で申し込みください。

- 募集住宅

下記一覧表の通りです。

募集住宅一覧

| 住宅名 | 所在地    | 空室 | 間取り | 階数  | 構造      | 建設年度 | 家賃                | 設備             |
|-----|--------|----|-----|-----|---------|------|-------------------|----------------|
| 八幡東 | 角山 273 | 1  | 2DK | 2 階 | 木造 2 階建 | H13  | 18,400～<br>39,600 | 電化・風呂・<br>水洗便所 |

- 入居時期

令和 8 年 1 0 月中旬以降（※申込状況によって前後する場合あり）

- 登録期間

令和 9 年 8 月 3 1 日（火）まで有効です。

この期間に申込者の入居順番が来なければ登録が抹消されます。

## ● 入居資格の喪失

次のような場合には失格となります。

- 申し込みの内容が虚偽であることが明らかになったとき。
- 入居を決められた日までに入居手続きを行わなかったとき。
- 申込書に記載した家族が入居できなくなったとき。
- 同一世帯で2通以上の申込みをしたとき。

## ● 登録順位の特例

申込者の登録順位を決定するとき次のいずれかに該当する方が構成する世帯については、条例8条4項に規定する特例を適用し、順位を優先させます。

- 母子世帯
- 老人世帯
- 障害者世帯
- 生活保護受給世帯
- 多子世帯
- 災害による住宅の滅失世帯
- 公共事業によって住宅を除却される世帯
- 被爆者世帯
- 引揚者世帯
- ハンセン病療養所等に入居していたものがある世帯
- DV 被害者世帯
- 期限付き（10年）入居世帯（40歳未満）

### 3 申込資格

- 申込みされる方は、資格として**以下のすべての要件を備えていることが必要**です。

- 小川町に住所または、勤務先があり町税等を滞納していないこと。
- 申込み本人を含めた同居世帯の全員が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員ではないこと。
- 現に同居し、または同居しようとする親族（内縁関係及び婚約者を含む）がいる者。

ただし、次の（ア）～（コ）に該当する方（身体上または精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅において介護を受けることが困難である方は除く）は単身で申込みます。

（ア）60歳以上の方

（イ）1級～4級の身体障害者手帳の交付を受けている方

（ウ）戦傷病者手帳の交付を受けている人で第一款症以上の方

（エ）5年経過していない引揚者

（オ）被爆者

（カ）生活保護受給者

（キ）ハンセン病療養所等に入所していた方

（ク）1級～3級の精神障害者保険福祉手帳の交付を受けている方

（ケ）㊸、A、B、Cに該当する療育手帳の交付を受けている方

（コ）配偶者からの暴力の被害者で、婦人保護施設での保護が終了した日から5年を経過していない方、又は裁判所が決定した保護命令が効力を生じた日から5年を経過していない方

- 現に住宅に困窮していることが明らかな方。
- 入居しようとする世帯全員の収入総額が、次の4の基準範囲内にあること。

## 4 収入基準及び収入月額計算方法

- 収入基準（申込資格）・・収入月額 15万8,000円以下の方

➤ 収入月額とは・・・合計年間総所得金額から諸控除を引き、12で割ったものです。

➤ ただし次の（ア）～（コ）に該当する世帯又は、該当する者が世帯にいる場合は、収入月額が21万4,000円以下まで緩和されます。

- （ア） 1級～4級の身体障害者手帳の交付を受けている方
- （イ） 1・2級の精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている方
- （ウ） ㊸、A、Bに該当する療育手帳の交付を受けている方
- （エ） 入居者が60歳以上の方であり、かつ同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の方
- （オ） 戦傷病者手帳の交付を受けている方
- （カ） 被爆者の認定を受けている方
- （キ） 本邦引揚後5年経過していない引揚者の方
- （ク） ハンセン病療養所等に入所していた方
- （ケ） 同居者に小学校就学前の者がいる方
- （コ） 単身者で申し込む60歳以上の方

➤ 収入基準となる収入月額計算式

$$\text{収入月額} = \left( \text{合計年間総所得金額} - \text{控除金額} \right) \div 12$$

計算方法は  
6～7 ページへ

- 5 -

計算方法は  
8 ページへ

## ● 合計年間総所得金額計算方法

※収入のある者が2人以上の場合、各合計年間総所得金額を合計して求めます。

住民税決定証明書（市町村発行）の所得金額を 5 ページの式 にあてはめる

### ① 令和8年1月2日以降に就職、転職した方（給与所得者）

$$\text{推定年間収入} = \frac{\text{収入金額} - \text{賞与}}{\text{勤続月数（月の端数は切捨て）}} \times 12 + \text{賞与} \rightarrow 7 \text{ ページの A へ}$$

### ② 令和8年1月2日以降に事業を始めた方（事業所得者）

$$\text{推定年間所得} = \frac{\text{総収入金額} - \text{必要経費}}{\text{事業を営んだ月数（月の端数は切捨）}} \times 12 \rightarrow 5 \text{ ページの式へ}$$

※一ヶ月未満の場合は前年の所得証明書により判断します。

### ③ 年金所得の計算方法

老齢年金、普通恩給については、次の計算方法により年間所得金額を算出します。

→ 5 ページの式へ（※1円未満の端数は切り上げます。）

| 受給者の年齢  | 年間収入額               | 年間所得金額（円）        |
|---------|---------------------|------------------|
| 65歳以上の方 | 1,100,000円まで        | 0                |
|         | 1,100,001～3,299,999 | 年金額－1,100,000    |
|         | 3,300,000～4,099,999 | 年金額×0.75－275,000 |
|         | 4,100,000～7,699,999 | 年金額×0.85－685,000 |
| 65歳未満の方 | 600,000円まで          | 0                |
|         | 600,001～1,299,999   | 年金額－600,000      |
|         | 1,300,000～4,099,999 | 年金額×0.75－275,000 |
|         | 4,100,000～7,699,999 | 年金額×0.85－685,000 |

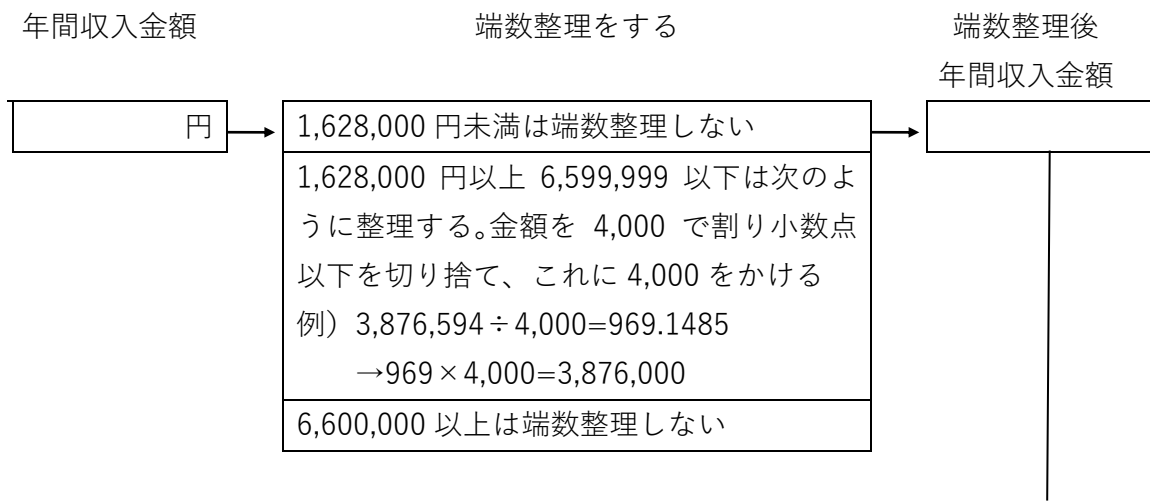
※受給者の年齢区分は、その年の12月31日の年齢によります。

（1月1日生まれの方は、年齢を1歳加算してください。）

④ 年間収入金額から計算する方→ 次の7ページAへ

⑤ 年間所得金額から計算する方→ 次の7ページBへ

## A 年間収入金額の端数整理



## B 年間総所得金額の計算方法

給与所得控除額を控除する

| 年間収入金額 (=★) の区分       | 年間所得額                              |                          |
|-----------------------|------------------------------------|--------------------------|
| ～550,999 円            | 0                                  |                          |
| 551,000～1,618,999 円   | 推定年収金額－550,000 円                   |                          |
| 1,619,000～1,619,999 円 | 1,069,000                          |                          |
| 1,620,000～1,621,999 円 | 1,070,000                          |                          |
| 1,622,000～1,623,999 円 | 1,072,000                          |                          |
| 1,624,000～1,627,999 円 | 1,074,000                          |                          |
| 1,628,000～1,799,999 円 | ★を端数処理<br>★÷4,000=A                | $C \times 0.6 + 100,000$ |
| 1,800,000～3,599,999 円 | A の小数点以下を<br>切り捨てた額=B<br>B×4,000=C | $C \times 0.7 - 80,000$  |
| 3,600,000～6,599,999 円 |                                    | $C \times 0.8 - 440,000$ |
| 6,600,000～8,499,999 円 | 年間収入金額×0.9－1,100,000               |                          |

→ 年間総所得金額  円を 5 ページの式へ



## ● 控除金額の計算方法

| 控 除 種 別          |             | 控 除 対 象 者                                                                                                                                                                                                                                                                        | 控 除 金 額                                         |
|------------------|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 所得<br>控除         | 給与・年金所得等    | 申込者又は同居親族のうち所得税法上の給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する方<br>※所得金額が10万円未満の場合当該額。                                                                                                                                                                                                                  | 100,000 円<br>× 人数<br>= 円                        |
|                  | 同居・扶養親族控除   | 申込者本人を除く、同居（又は同居しようとする）親族及び遠隔地扶養親族                                                                                                                                                                                                                                               | 380,000 円<br>× 人数<br>= 円                        |
| 特<br>別<br>控<br>除 | 老人扶養控除      | 扶養親族のうち年齢70歳以上の方                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                 |
|                  | 老人控除対象配偶者控除 | 控除対象配偶者のうち年齢70歳以上の方                                                                                                                                                                                                                                                              | 100,000 円<br>× 人数<br>= 円                        |
|                  | 特定扶養親族控除    | 扶養親族のうち年齢16歳以上23歳未満の方                                                                                                                                                                                                                                                            | 250,000 円<br>× 人数<br>= 円                        |
|                  | 障がい者控除      | 申込者本人、同居親族及び遠隔地扶養親族のうち<br>ア B・Cの療養手帳の交付を受けている方<br>イ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で2、3級の方<br>ウ 身体障害者手帳の交付を受けている人で3級～6級の方<br>エ 戦傷病者手帳の交付を受けている人で第四項症から第五款症までの方<br>オ 年齢65歳以上で障害の程度がア、ウと同程度であることの福祉事務所長の認定書を交付されている方                                                                         | 270,000 円<br>× 人数<br>= 円                        |
|                  | 特別障がい者控除    | 申込者本人、同居親族及び遠隔地扶養親族のうち<br>ア 心神喪失の状況にある方<br>イ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で1級の方<br>ウ ア・Aの療養手帳の交付を受けている方<br>エ 身体障害者手帳の交付を受けている人で1・2級の方<br>オ 戦傷病者手帳の交付を受けている人で、特別項症から第三款症までの方<br>カ 原子爆弾被爆者のうち厚生労働大臣の認定を受けている方<br>キ 年齢65歳以上で障害の程度がア、ウ、エと同程度であることの福祉事務所長の認定書を交付されている方<br>ク 常に就床を要し複雑な介護を要する方 | 400,000 円<br>× 人数<br>= 円                        |
|                  | 寡婦控除        | 所得者本人で「ひとり親」に該当せず、<br>ア 夫と死別してから婚姻していない人か夫の生死が不明な人で500万円以下の所得の方<br>イ 夫と死別し又は離婚してから婚姻していない人か、夫の生死が不明な人で扶養親族のある方                                                                                                                                                                   | (所得が27万未満の場合は当該所得額)<br>270,000 円<br>× 人数<br>= 円 |
|                  | ひとり親控除      | 所得者本人で事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がおらず、総所得金額等が58万円以下かつ他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない生計を1にする子があり、合計所得金額が500万円以下の方                                                                                                                                                                          | (所得が35万未満の場合は当該所得額)<br>350,000 円 × 人数 = 円       |

控除金額

5 ページの式へ  
円

## 5 そ の 他

### ● 共益費の負担

町営住宅の入居者には家賃のほかに、階段・廊下灯など共同施設管理の費用を自治会を通じて負担していただきます。

### ● 住宅について

- 駐車場は有料（3,000円/台）となります。
- 他の入居者の迷惑になりますので、住宅内では犬、猫などの動物は飼育できません。
- 高速インターネット通信の導入には制限があります。

### ● 敷金及び保証人について

- 敷金は、家賃の3ヶ月分を入居手続き時に納入していただきます。
- 入居の際は、1名以上の連帯保証人が必要です。なお、連帯保証人の印鑑証明書及び所得証明書を提出していただきます。
- 入居できるのは「入居可能日」からとなります。入居（引越し）は、入居可能日から15日以内に完了してください。

### ● 入居後の注意事項

- 家賃の納入期限は毎月月末です。家賃を3ヶ月以上滞納されたときは、明け渡しを請求いたします。家賃等は納付書払いもしくは口座振替にて納入していただきます。
- 収入申告書を毎年7月頃提出していただきます。その結果に基づき皆様の家賃が決まります。収入基準を超えると、収入に応じて決まる家賃に、超過の割合に応じて加算された家賃となります。また、入居してから5年以上経過し、収入調査で「高額所得者」に認定されたときは、住宅の明け渡しを請求されます。

- **個人情報の取り扱い**

申込み者の個人情報は入居審査利用目的の達成に必要な範囲内で収集いたします。町が保有する申込者の個人情報は小川町個人情報保護方針に則り、適切に取り扱います。